２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

ｆ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑷⑼　貸借対照表

第二号様式記載上の注意⑹⑻本文に準じて記載すること。

⑸⑽　損益計算書

第二号様式記載上の注意⑹⑼ａ本文及びｂに準じて記載すること。

⑸⑴　株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意⑺⑽本文に準じて記載すること。

⑸⑵　キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意⑺⑴本文に準じて記載すること。

⑸⑶　附属明細表

第二号様式記載上の注意⑺⑵に準じて記載すること。

⑸⑷　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意⑺⑶に準じて記載すること。

⑸⑸　その他

ａ　［略］

ｂ　第二号様式記載上の注意⑺⑷ｄ及びｅに準じて記載すること。

ｃ　［略］

⑸⑹　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意⑺⑸に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑺⑸中「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。

⑸⑺　［略］

⑸⑻　［略］

⑸⑼　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している社債（法第 24 条第１項第１号から第３号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。⑹⓪ａ及び⑹①ａにおいて「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替機関が取り扱う社債の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑹⓪　［略］

⑹①　［略］

⑹②　［略］

く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

ｆ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑷⑻　貸借対照表

第二号様式記載上の注意⑹⑺本文に準じて記載すること。

⑷⑼　損益計算書

第二号様式記載上の注意⑹⑻ａ本文及びｂに準じて記載すること。

⑸⓪　株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意⑹⑼本文に準じて記載すること。

⑸①　キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意⑺⓪本文に準じて記載すること。

⑸②　附属明細表

第二号様式記載上の注意⑺①に準じて記載すること。

⑸③　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意⑺②に準じて記載すること。

⑸④　その他

ａ　［同左］

ｂ　第二号様式記載上の注意⑺③ｄ及びｅに準じて記載すること。

ｃ　［同左］

⑸⑤　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意⑺④に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑺④中「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。

⑸⑥　［同左］

⑸⑦　［同左］

⑸⑧　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している社債（法第 24 条第１項第１号から第３号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替機関が取り扱う社債（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑸⑨　［同左］

⑹⓪　［同左］

⑹①　［同左］